

○救急規程運用要綱

昭和62年12月25日消防長訓（救）第22号

改正

平成25年9月6日消防長訓第23号

平成29年3月30日消防長訓（救）第15号

令和元年6月28日消防長訓第2号

令和元年9月26日消防長訓（救）第8号

令和2年3月26日消防長訓（救）第2号

令和2年9月24日消防長訓（救）第18号

令和2年12月21日消防長訓（救）第22号

令和3年3月30日消防長訓（救）第5号

令和3年9月28日消防長訓（救）第14号

令和3年12月21日消防長訓（救）第26号

令和4年3月29日消防長訓（救）第7号

令和4年8月25日消防長訓（救）第15号

令和5年3月28日消防長訓（救）第9号

令和6年3月26日消防長訓（救）第1号

令和7年2月14日消防長訓（救）第11号

令和7年3月24日消防長訓（救）第14号

救急規程運用要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 非常用救急車の配置等（第3条—第5条）

第3章 救急活動（第6条—第14条の4）

第4章 記録等

第1節 記録（第15条—第17条）

第2節 報告（第18条—第22条）

第5章 照会回答等

第1節 要保護傷病者の送院通知（第23条）

第2節 照会回答等（第24条—第28条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市消防局救急規程（昭和62年消防長達第4号。以下「規程」という。）に基づき、救急業務を円滑に行うために必要な事項を定める。

(救急隊員の心得)

第2条 救急隊員（以下「隊員」という。）は、救急業務の遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 救急業務に関する法令等の規定を遵守すること
- (2) 救急業務の特殊性を自覚し、救急知識及び技術の向上に努めること
- (3) 常に身体及び着衣の清潔保持に努めること
- (4) 傷病者に対しては親切丁寧を旨とし、しゅう恥又は不快の念を抱かせないように努めること

第2章 非常用救急車の配置等

(非常用救急車の配置)

第3条 規程第12条第2項の非常用救急車の配置は別表1のとおりとする。

(非常用救急車の維持管理)

第4条 救急課長、高度専門教育訓練センター所長及び非常用救急車を配置する消防署の消防署長（以下「署長」という。）は、非常用救急車の運用に備え常に整備保全に努めなければならない。

(非常用救急車の運用)

第5条 救急課長及び署長は、非常用救急車を運用する必要が生じた場合は、直ちに消防局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

- 2 司令課長は、前項の報告があったときは、運用する非常用救急車を別表1から指定するものとする。
- 3 非常用救急車を借受け、又は返納する場合は、双方の担当者立会いのもとに異状の有無を確かめるとともに、積載品及び関係簿冊等の引継ぎを確実に行わなければならない。

第3章 救急活動

(医師出場に対する謝礼)

第6条 規程第16条に基づく救急隊長からの出場要請又は救急救命士からの指示要請により、救急業務に協力した医師等に対しては、救急業務協力医師等謝礼金贈与要綱（昭和49年消防長訓（救）

第35号) に定めるところにより謝礼金を贈与するものとする。

(現場保存等)

第7条 規程第17条に定める現場保存等については、警察官が事故現場で立会う場合は当該警察官の指示によるものとし、その他の場合は次に掲げるところによるものとする。

(1) 現場保存の必要があると認める場合は、当該場所に関係者以外の者が立入らないよう必要な措置をとること

(2) 傷病者の救護に当たっては、現状を変更しないように注意すること

(3) 事故現場に目撃者等の関係者がいる場合は、住所及び氏名を聴取し、警察官の到着まで現状のまま保存するよう依頼すること

(4) その他現場に存在するものの証拠価値が滅失しないよう必要な措置をとること

(傷病者情報の伝達)

第8条 規程第18条に定める傷病者の状態等に関する連絡事項は、次に掲げるもののうち、必要な事項とする。

(1) 傷病者の年齢及び性別

(2) 傷病者の状態

ア 傷病状態

イ 呼吸及び循環の状態

ウ 意識状態

(3) 症状及び傷病部位

(4) 搬送する医療機関名及び活動区分

(5) 救急隊が行った処置

(6) 事故概要

(7) その他

2 指令情報センターの管制業務の円滑化を図るため前項の連絡は次に掲げるところによるものとする。

(1) 傷病者の年齢が明らかでない場合は推定年齢とし、乳児については月数を付加すること

(2) 前項第2号については、別表2に基づきそれぞれ該当する分類番号を用いること

(3) 傷病部位については、主たる負傷部位又は主訴を簡明に連絡すること

(4) 活動区分については、別表3に基づき、それぞれ該当する区分を用いること

(5) 事故概要については、当該事故が発生した原因又は経緯を簡明に連絡すること

3 搬送先医療機関の選定を指令情報センターに要請する場合は、第1項の連絡事項の冒頭に病院選択依頼の旨を付加する。

4 救急救命士は、規程第16条第2項に定める医師の具体的な指示を受ける場合は、第1項の規定によるほか、心電図、全身状態、聴診器による呼吸の状況など必要に応じて詳細に連絡するものとする。

(搬送先の選定)

第9条 規程第19条ただし書の傷病者等から依頼があった場合等の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 傷病者等から特定の医療機関等への搬送を依頼されたときは、傷病者の症状及び当該医療機関等の体制並びに事故現場から当該医療機関等までの距離等を考慮の上、業務執行上支障がないと判断した場合は、これに応じることができること

(2) 傷病者の症状により専門的な医療を必要とすると判断した場合は、搬送距離にとらわれることなく傷病者の症状に適応した医療機関等を選定すること。ただし、極めて重篤な傷病者については、事故現場に近い医療機関で応急的な処置を受けた後、搬送するよう努めなければならない。

(死亡の判断)

第10条 規程第20条の明らかに死亡している場合の判断基準は、次に掲げるところによる。

(1) 頸部又は体幹部が離断している場合で、客観的に死亡していることが明らかな場合

(2) 死後硬直の起こっている場合又は、死斑の状況から一見して判断される場合で、客観的に死亡していることが明らかな場合

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第11条 規程第21条に定めるところにより傷病者を搬送しなかった場合は、その経過及び立会人等について記録しておかなければならぬ。

(関係者等の同乗)

第12条 規程第23条第2項の意思表示のできない傷病者とは、次に掲げるものをいう。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第8条に定める成年被後見人

(2) 傷病程度が重く、昏睡等の状態にある者

(3) 錯乱状態又は泥酔状態にある者

(救急活動用救急資器材の清潔保持)

第13条 規程第6条に定める救急活動用救急資器材は、別表4のとおりとし、清潔に管理しなければならない。

(消毒)

第14条 規程第22条第1項及び第2項に定めるところにより実施する消毒は、各所属において行う緊急消毒とする。

2 規程第27条に定めるところにより実施する消毒は、次に掲げるものとし、各所属において実施する。

(1) 使用後消毒 救急活動終了ごとに、車内・使用資器材及び隊員の手指等について実施する消毒。なお、汚染状況によっては特に入念な消毒が必要な場合又は連続救急活動等により滅菌処理済の資器材が不足する場合には、出場不能の措置をとり確実に消毒を実施する。

(2) 定例消毒 汚染の有無にかかわらず、定例的に実施する車内及び資器材の消毒
ア 毎日消毒 勤務交替後、救急出場に支障がない範囲で実施する消毒
イ 定期消毒 一定期間（1カ月）ごとに実施日を定めて、車内及び資器材全般の細部にわたり実施する消毒

3 前項に定める消毒のうち定期消毒については、第1号様式により記録し救急車内の所定の場所に標示しなければならない。

(多数死傷者発生時の救急活動)

第14条の2 多数の死傷者発生時の救急活動は、規程第13条に規定するほか、特に次に掲げることに留意するものとする。

(1) 速やかにトリアージを行い、救命効果の高い処置を優先して実施し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とすること
(2) 医療機関、警察その他の関係機関と連絡を密にし、効率的に行うこと
(応急救護所における任務)

第14条の3 応急救護所を開設する場合は、別図の標識を掲出するとともに、次の任務を行うものとする。

(1) 傷病者のトリアージ
(2) 傷病者の応急処置
(3) 傷病者のトリアージに基づく搬送指示
(本部救急隊の運用)

第14条の4 規程第14条第2項に定める本部救急隊の出場基準については、別表5のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、本部救急隊の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 記録等

第1節 記録

(救急活動の記録)

第15条 規程第30条第1項に定める救急活動記録は、第2号様式により作成する。

第16条 削除

(傷病者の引継ぎ記録等)

第17条 規程第25条に定めるところにより、傷病者を医療機関等に収容するときは、傷病者ごとに傷病者搬送票（第4号様式）を作成（2枚複写）し、1枚を医療機関等に提出し、他の1枚は救急隊が保存する。

2 第14条の2に定める多数の死傷者が発生した場合は、前項にかかわらず傷病者ごとに、トリアージタグ（第5号様式から第7号様式まで、3枚複写）に必要事項を記入し、1枚目（第5号様式）を現場最高指揮者等に提出し、2枚目（第6号様式）を当該傷病者を搬送する救急隊が保存し、3枚目（第7号様式）を傷病者に付し搬送するものとする。

第2節 報告

(隊員の選解任報告)

第18条 規程第5条第3項に定める隊員の選解任の報告は、第8号様式によるものとする。

(資器材の状況報告)

第19条 規程第26条に定めるところにより管理する救急資器材が、故障、破損及び極度に汚染した場合は、別に定めるところにより報告するものとする。

(救急統計資料の報告)

第20条 規程第32条第1号の救急統計資料は、消防情報システムにより救急活動終了後、速やかに報告しなければならない。

(特異救急事故の報告)

第21条 規程第32条第2号の特異救急事故の概要は、第12号様式により事故発生の日から5日以内に報告しなければならない。

第22条 削除

第5章 照会回答等

第1節 要保護傷病者の送院通知

(送院通知)

第23条 規程第33条に定める通知は、要保護傷病者送院通知書（第14号様式）により当該救急活動を行った日から7日以内に行わなければならない。

第2節 照会回答等

(照会回答等の原則)

第24条 規程第34条の証明書の発給等については、次条から第28条の規定により署長が発給するものを除き局長の承認を得なければならない。

(傷病者の搬送証明)

第25条 局長は、本部救急隊の搬送した傷病者について、本人若しくはその家族又はこれらの委任を受けた者から搬送証明の願出（第15号様式）があったときは、実情を調査し、願出事項の事実を確認の上、証明書発給簿（第16号様式）で受け付けた後、傷病者搬送証明書（第17号様式）を発給するものとする。

2 署長は、所属救急隊の搬送した傷病者又は管轄区域内で所属以外の救急隊が搬送した傷病者について、本人若しくはその家族又はこれらの委任を受けた者から搬送証明の願出があったときは、前項の例により証明書を発給するものとする。

3 前2項に定める願出があったときは、願出人に次に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

(1) 本人であることを確認できる書類

(2) 願出人又は当該願出を委任した者が傷病者の家族である場合は、傷病者と当該家族の続柄を確認できる書類

(3) 願出人が傷病者又はその家族の委任を受けた者である場合は、委任を受けたことを確認できる書類

4 第1項及び第2項の証明書の発給に伴う手数料の取扱いは、大阪市消防手数料条例（平成12年条例第72号）に定めるところによる。

(救急病院等協力申出に関する意見)

第26条 署長は、保健福祉センター所長から救急病院等の協力申出について、「救急病院等に関する〔新規・更新〕申出書」により意見を求められたときは、当該病院等の調査を行い、別に定めるところにより回答するものとする。

(緊急入院保護業務センター又は保健福祉センターからの照会)

第27条 局長及び署長は、緊急入院保護業務センター長又は保健福祉センター所長から規程第33条の各号のいずれかに該当する者の搬送について照会があったときは、第19号様式により回答するものとする。

(労働基準監督署等からの照会)

第28条 局長及び署長は、労働基準監督署長、公害健康被害認定審査会長又は地方公務員災害補償基金支部長から照会があったときは、第20号様式により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年1月1日から適用する。

(救急事務処理要綱の廃止)

2 救急事務処理要綱（昭和51年消防長訓（救）第49号）は、廃止する。

(警防規程運用要綱の一部改正)

3 警防規程運用要綱（昭和49年消防長訓（警）第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(消防無線通信運用要綱の一部改正)

4 消防無線通信運用要綱（昭和51年消防長訓（警）第25号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(救急業務協力医師謝礼金贈与要綱の一部改正)

5 救急業務協力医師謝礼金贈与要綱（昭和49年消防長訓（救）第35号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(大阪市危険物規制等事務処理要綱の一部改正)

6 大阪市危険物規制等事務処理要綱（昭和53年消防長訓（危）第31号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和63年3月5日消防長訓（救）第4号）

この要綱は、昭和63年3月5日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日消防長訓（救）第6号）

この要綱は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則（昭和63年7月8日消防長訓（総）第23号）

この訓令は、訓令の日から施行し、昭和63年4月14日から適用する。

附 則（昭和63年7月14日消防長訓（救）第25号）

この要綱は、昭和63年7月14日から施行する。

附 則（平成元年2月1日消防長訓（救）第1号）

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (平成元年2月10日消防長訓(総)第3号)

この訓令は、平成元年2月13日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日消防長訓(救)第13号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月13日消防長訓(救)第32号抄)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成5年12月22日消防長訓(救)第33号抄)

- 1 この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月3日消防長訓(総)第83号抄)

- 1 この訓令は、訓令の日から施行し、平成8年4月17日から適用する。

附 則 (平成11年4月15日消防長訓(救)第12号抄)

- 1 この改正要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成15年9月8日消防長訓(救)第16号)

この改正要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成19年7月17日消防長訓(総)第6号)

- 1 この訓令は、訓令の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

- 2 この訓令中、様式に係る改正部分は、当分の間、従前の様式を読み替え使用するものとする。

附 則 (平成23年11月8日消防長訓(総)第16号)

この要綱は、訓令の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年9月6日消防長訓第23号)

この要綱は、訓令の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月30日消防長訓(救)第15号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日消防長訓第2号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月26日消防長訓(救)第8号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日消防長訓(救)第2号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月24日消防長訓(救)第18号)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月21日消防長訓(救)第22号)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日消防長訓(救)第5号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日消防長訓(救)第14号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日消防長訓(救)第26号)

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日消防長訓(救)第7号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月25日消防長訓(救)第15号)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日消防長訓(救)第9号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日消防長訓(救)第1号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月14日消防長訓(救)第11号)

この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日消防長訓(救)第14号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

非常用救急車の配置

配置署所	台数
高度専門教育訓練センター	2台
北消防署	1台
都島消防署	1台

福島消防署	1 台
此花消防署	1 台
西消防署	1 台
港消防署	1 台
大正消防署	1 台
天王寺消防署	1 台
浪速消防署	1 台
西淀川消防署	1 台
淀川消防署	1 台
東淀川消防署	1 台
東成消防署	1 台
生野消防署	2 台
旭消防署	1 台
城東消防署	1 台
鶴見消防署	2 台
阿倍野消防署	2 台
住之江消防署	1 台
住吉消防署	1 台
東住吉消防署	1 台
平野消防署	1 台
西成消防署	1 台
水上消防署	2 台

別表2 (第8条関係)

傷病者症状分類表

区分	傷病状態	呼吸及び循環の 状態	意識状態 (J C S 方式)		
			分類番 号	覚醒の有無	刺激に対する反応
1	入院不要	正常	0		意識清明

2	要入院	呼吸やや困難	1	刺激しない	大体意識清明だが、今一つはっきりしない。
3	生命危険 大	呼吸困難	2	でも覚醒している。	時・人・場所がわからない。（見当障害）
4	死亡状態	呼吸停止	3		自分の名前・生年月日がいえない。
5		心停止	10		普通の呼びかけで容易に開眼する。
			20	刺激すると 覚醒する。	大きな声又は体を揺さぶることにより開眼する。
			30		痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すと、からうじて開眼する。
			100		痛み刺激に対し、払いのけるような動作をする。
			200	刺激しても 覚醒しない。	痛み刺激に少し手・足を動かしたり、顔をしかめる。
			300		痛み刺激に反応しない。

別表3（第8条関係）

活動区分表

大区分	小区分	内容
傷病者搬送	選択	傷病者又はその関係者の意識にかかりなく（無意思の傷病者を含む。）救急隊長が傷病者の容態、医療機関との距離、傷病者受入態勢、診療科目等を総合的に判断し傷病者に最も適した医療機関を選択して搬送したもの
	依頼	傷病者又はその関係者の意思に従い特定の医療機関へ搬送したもの
	転院	傷病者に適正な医療処置を施すため医療機関から他の医療機関に搬送するよう依頼されて搬送したもの
医師搬送	処置	救助活動を要する傷病者で事故現場において医師の診療を必要とするもの
	指示	搬送することによって症状が著しく悪化するおそれがある重篤な傷

		病者で医師の指示を必要としたもの
	確認	そ生不可能と判断される傷病者で、医師の確認を必要としたもの
	その他	救急業務執行上、医師の出場を必要としたもの
資器材等輸送	血液	医療に必要な血液（血液を提供するものを含む。）を搬送したもの
	医薬品	医療に必要な医薬、輸液（血漿、血清等）及び医薬用水等を輸送したもの
	資器材	医療に必要な医療機器、酸素等を輸送したもの
	その他	前各項以外を輸送したもの
不搬送	他隊搬送	市内救急隊に傷病者又は資器材等を中継依頼したもの
	拒否	救急隊は搬送の必要があると判断したが、本人等が搬送を拒否したものの
	死亡	死亡していたため、搬送を行わなかったもの
	傷病者無	事故の事実はあったが、傷病者が発生しなかったもの
	誤報 いたずら	事故の事実がなく、誤報又はいたずらと判断したもの
	辞退	現場到着前に指令情報センター等の命により引き揚げたもの又は現場到着後に本人等が搬送希望を取り下げ、救急隊も搬送の必要性はないと判断したもの
	その他	他市救急隊を先導したもの、他の手段で搬送済みであったものその他前各項以外の理由により搬送を行わなかったもの

別表4 (第13条関係)

救急資器材表

分類	品名	分類	品名
観察用資器材	血圧計	感染防止・消毒用資器材	感染防止用資器材
	血中酸素飽和度測定器		消毒用資器材
	検眼ライト	通信用資器材	無線装置
	心電計		携帯電話
	体温計		情報通信端末
	聴診器	救出用資器材	救命浮環

呼吸・循環管理用 資器材	血糖値測定器	他の資器材	懐中電灯
	気道確保用資器材		救急バッグ
	吸引器一式		トリアージタッグ
	喉頭鏡		膾盆
	酸素吸入器一式		はさみ
	自動式人工呼吸器一式		ピンセット
	自動体外式除細動器		分娩用資器材
	手動式人工呼吸器一式		冷却用資器材
	マギール鉗子		汚物入
	呼気二酸化炭素測定器具		リングカッター
創傷等保護用資 器材	心肺蘇生用背板		
	特定行為用資器材		
保温・搬送用資器 材	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡		
	固定用資器材		
	創傷保護用資器材		
	雨おおい		
	スクープストレッチャー		
その他必要と認められる資器材			

別表5 (第14条の4関係)

緊急出場区分		出場基準
通常出場	集団災害	第1出場以上
	列車火災	
	バス火災	
	航空機火災	
特別出場	地下街警防計画	特別第1出場以上
	重要建築物警防計画	

地下鉄警防計画	
特殊災害特別出場計画（爆破事案災害）	
地域警防計画（特定密集地域）航空機火災	
個別出場計画	

備考

次の場合においては、上記基準にかかわらず出場する。

- 1 任務別の救急中隊が編成された場合
- 2 警防本部長又は現場最高指揮者が必要と認める場合

消毒実施表

A号

大阪市消防局

定期消毒実施年月日 年　月　日 主消毒薬剤	隊長印	定期消毒実施年月日 年　月　日 主消毒薬剤	隊長印
年　月　日 主消毒薬剤		年　月　日 主消毒薬剤	
年　月　日 主消毒薬剤		年　月　日 主消毒薬剤	
年　月　日 主消毒薬剤		年　月　日 主消毒薬剤	
年　月　日 主消毒薬剤		年　月　日 主消毒薬剤	
年　月　日 主消毒薬剤		年　月　日 主消毒薬剤	
年　月　日 主消毒薬剤		年　月　日 主消毒薬剤	

第2号様式（第15条関係）
第2号様式（第15条関係）(A4)

出場情報

			災害番号	-	災害番号	-
覚知日 救急隊	車両番号	出場番号	医療機関連絡履歴			
(階級)	(資格)	(氏名)	1	2	3	4
			5	6	7	8
			9	10	11	12
指令場所			13	14	15	16
覚知種別 受令場所	事故種別 活動区分		17	18	19	20
覚知時刻 指令時刻 出場時刻 現着時刻 接触時刻 車収時刻	搬開時刻 病着時刻 引継時刻 引揚時刻 帰署時刻		21	22	23	24
出場～現場 km	現場～病院 km	総距離 km	25	26	27	28
走行障害			29	30	31	32
指令内容 口頭指導 指令員	救急隊		33	34	35	36
事故概要			37	38	39	40
()			41	42	43	44
事故発生場所			45	46	47	48
医療機関選定経過	連絡回数	0回	選定時間	0分		
医師不在 処置困難	0回 0回	対応中 初診	0回 0回	専門外 理由不明・その他	0回 0回	49
連携活動			50			
中継						
携行資器材						
粘膜等への血液付着						
同乗者						
備考						

D N A Rに関する事項

蘇生拒否の意思表示

意思表示者 傷病者との関係

かかりつけ医への連絡

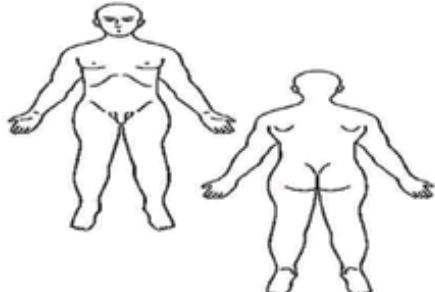
心肺蘇生中止の指示

連絡時刻

指示時刻

傷病者情報 1

災害番号 -

氏名	フリガナ		
生年月日	性別		
住所	要保護		
(情報確認元)			
既往歴		ADL	
事故種別	受傷・発生機転	高リスク受傷機転	
原因器物	発生時の状況		
事故発生場所	発生階層	活動区分	
主訴又は主症状			
その他の症状・微候			
事故概要(補足)			
搬送先医療機関			
初診時診断結果			
転院元医療機関			
転送			
接触時の所見			
現場状況			
顔色 意識 JCS 呼吸状態 脈拍の状態 瞳孔 心電図	表情 GCS (E V M 呼吸音 血圧	皮膚) SP02 喘鳴 体温	血糖値 (酸素 L/分投与下)
その他の所見			
歩行状態	症状分類		
車内収容までの経過			

傷病者情報 2

災害番号

車内収容時の状態等 ①意識(血糖値)②呼吸③脈拍④血圧⑤瞳孔⑥SpO₂⑦心電図⑧体温⑨搬送体位⑩その他の観察・処置等

救急隊が行った処置

(在宅医療継続処置)

(特定行為等)

オンラインMC

特定行為指示

第3号様式 削除

第4号様式 (第17条関係)

第4号様式（第17条関係）(A5)

		○			○
傷病者搬送票					
収容年月日 時刻		年 月 日 時 分			
発生場所		区 町 丁目 番 号			
傷病者	氏名等	年齢（歳） 男性 女性			
	氏名等	年齢（歳） 男性 女性			
	氏名等	年齢（歳） 男性 女性			
医療機関名		(担当医師名)			
救急隊名		救急隊 隊長名			
備考					

第5号様式（第17条関係）
第5号様式（第17条関係）

(災害現場用)

大阪市消防局

No.	氏名 (Name)	年齢(Age)	性別(Sex) 男(M) 女(F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III
トリアージ実施機関	医 師 救急救命士 そ の 他
症状・傷病名	
特記事項	

第6号様式（第17条関係）
第6号様式（第17条関係）

(搬送機関用)

大阪市消防局

No.	氏名 (Name)	年齢(Age)	性別(Sex)
		男 (M)	女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

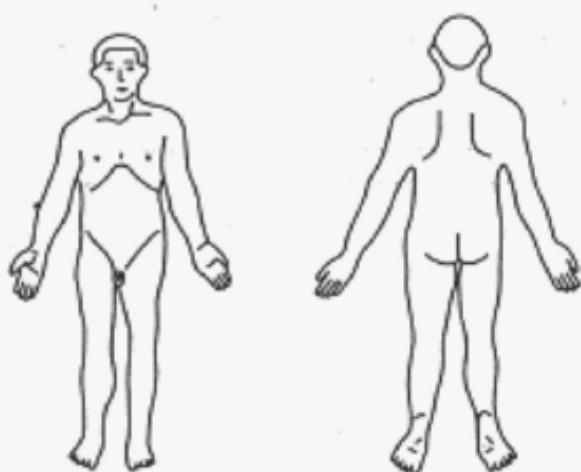
トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III
トリアージ実施機関	医 師 救急救命士 そ の 他
症状・傷病名	
特記事項	

第7号様式（第17条関係）

第7号様式（第17条関係）（表）

(収容医療機関用)		大阪市消防局	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			
0			
I			
II			
III			

特記事項



0

I

II

III

第8号様式（第18条関係）

第8号様式（第18条関係）

救急隊員名簿

救急隊

年月日

勤務別	階級	氏名		生年月日	補職年月日	資格種別	資格取得年月日	救急隊員経験年数	選任年月日	備考
1部										
2部										
日勤										
解任隊員	勤務別	階級	資格	氏名		解任年月日		備考		
特記事項										

※ 資格欄については、救急救命士は「救」、救急標準課程は「標」、救急II課程は「II」、救急I課程は「I」と入力する。

第9号様式 削除

第10号様式 削除

第11号様式 削除

第12号様式 (第21条関係)

第12号様式 (第21条関係) (A 4)

救急詳報												消防署			
1 事故発生場所	区町丁目番号										2 事故種別				
3 事故発生日時	年月日 時 分 頃				4 観知日時	年月日 時 分 頃				5 対応方法					
6 事故概要												9 出動車両及び人員			
7 死傷者		区分	計	男	女	消防機関による搬送人員	消防機関以外による搬送人員	その他(不搬送人員等)			種別				
		死者	名	名	名			名				救急隊			
		重症者	名	名	名			名				救助隊			
		中等症者	名	名	名			名				ポンプ隊			
		軽症者	名	名	名			名				その他消防車両			
計		名	名	名			名				合計				
8 搬送経過		救急隊名	人員	出撃時分	現場までの距離	現場到着時分	傷病者搬送先医療機関名	搬送人員	告示非表示の別	開設主体	現場からの距離	備考時分	10 この事故による教訓		
		名	名	:	km	:		名				:			
		名	名	:	km	:		名				:			
		名	名	:	km	:		名				:			
		名	名	:	km	:		名				:			
		名	名	:	km	:		名				:			
		名	名	:	km	:		名				:			
		名	名	:	km	:		名				:			
		名	名	:	km	:		名				:			
11 救出活動概要					12 死傷者が多數の理由						13 その他必要事項				

第13号様式 削除

第14号様式 (第23条関係)

第14号様式 (第23条関係) (A 4)

		消 第 号 年 月 日
〔緊急入院保護業務センター長 又は 保健福祉センター所長〕		様
大阪市 長		
要保護傷病者送院通知書		
生活保護法等により、保護を要すると思われる傷病者を搬送しましたので、 次のとおり通知します。		
覚 知 日 時		
発 生 場 所		
傷 病 者	氏 名	
	年 齢	
搬送先医療機関名		
医療機関到着時刻		
搬 送 し た 隊		
備 考		

第15号様式（第25条関係）
第15号様式（第25条関係）（A 4）

消防手数料領収書
(添付用)

傷病者搬送証明願

年月日

大阪市長様

願出人

住所

氏名

電話番号 ()

次の救急事故において、傷病者を搬送した証明書の発給をお願いします。

事故発生日時	年月日 時 分頃		
事故発生場所	区町丁目番号		
傷病者氏名		性別	男性 女性
搬送先			
傷病者と願出人との関係			
提出先及び使用目的	提出先	使用目的	
※願出人確認欄	願出人確認書類等 運転免許証・健康保険の被保険者証・旅券 その他 ()		
※備考			

注1 ※欄については、記入しないでください。

注2 願出時には次の書類の提示又は提出が必要です。

- ・本人であることを確認できる書類
- ・願出人又は当該願出を委任した者が傷病者の家族である場合は、傷病者と当該家族の統柄を確認できる書類
- ・願出人が委任を受けた者である場合は、その委任を受けたことを確認できる書類

第16号様式（第25条関係）

第16号様式（第25条関係）(A 4)

証明書発給簿							
課長 署長		副課長 副署長		担当係長 担当司令	担当	受付 発給	・・ ・・ 第号
							公印審査 取扱責任者
願出人	住 所					証明書の種類	
	氏 名					提出先	
	連絡先						文書主任
	傷病者との関係						
課長 署長		副課長 副署長		担当係長 担当司令	担当	手数料	徴収 免除 免除の理由
							局・署長印 通
願出人	住 所					証明書の種類	
	氏 名					提出先	
	連絡先						文書主任
	傷病者との関係						
課長 署長		副課長 副署長		担当係長 担当司令	担当	手数料	徴収 免除 免除の理由
							局・署長印 通
願出人	住 所					証明書の種類	
	氏 名					提出先	
	連絡先						文書主任
	傷病者との関係						

第17号様式（第25条関係）
第17号様式（第25条関係）（A4）

傷病者搬送証明書

No.

願出人			
証明事項	事故覚知日時		
	事故発生場所		
	傷病者氏名	性別	
	搬送先		
	医療機関等		
	到着日時		
搬送救急隊			

上記のとおり証明します。

年月日

大阪市

長印

第18号様式 削除

第19号様式 (第27条関係)

第19号様式 (第27条関係) (A 4)

消 第 号
年 月 日

〔 緊急入院保護業務センター長
　　又は
　　保健福祉センター所長 〕 様

大阪市 長

傷病者の搬送について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会がありました標題の件
について、次のとおり回答します。

記

1 傷病者氏名

2 覚知日時

3 発生場所

4 搬送先医療機関

5 医療機関到着日時

6 搬送救急隊名

第20号様式（第28条関係）
第20号様式（第28条関係）（A4）

大消 第 号
年 月 日

様

大阪市

長 印

傷病者の搬送に関する照会について（回答）

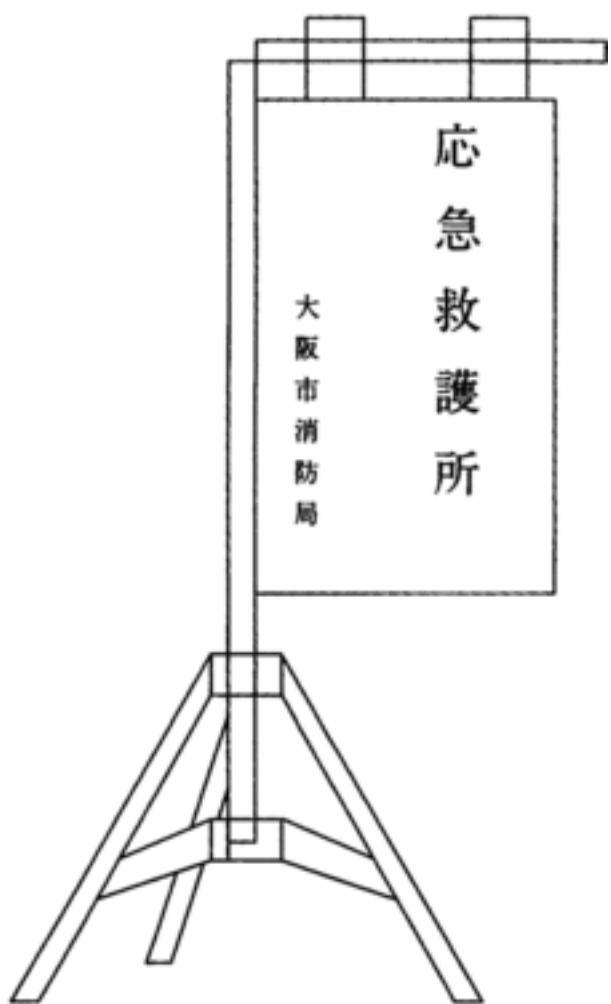
年 月 日付け 第 号で照会のありました標題について、次のとおり回答します。

記

照会事項

発生場所					
傷病者 氏名等					
覚知日時					
時刻	現場 到着		搬送 開始		搬送先 到着
現場到着時の傷病者の状態	医療機関名				
	所在地				
	主訴又は主症状				
	顔色		表情		
	意識				
	呼吸状態		呼吸数		
	脈拍の状態		脈拍数		
	血圧				
	S p O 2				
	瞳孔		対光反射		
麻痺		痙攣			
外出血		四肢変形			
嘔吐					
心電図					
部位					

別図
別図



* 規格

- 構成 旗、ポール、三脚
- 色彩 地色 白
「応急救護所」 赤
「大阪市消防局」 黒